

名張市地域公共交通会議 事業推進部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名張市地域公共交通会議規約（以下、「交通会議規約」と言う。）第11条の規定に基づき設置される名張市地域公共交通会議事業推進部会（以下「事業推進部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 事業推進部会は、名張市地域公共交通会議（以下「交通会議」と言う。）から付託された事業の実施及び調査審議事項を協議し、その結果を交通会議へ報告することを目的とする。

(事業推進部会の構成員)

第3条 事業推進部会の構成員は、会長が指名する者及び名張市地域公共交通会議が必要と認める者とする。

(部会長)

第4条 会長の指名により事業推進部会に部会長をおき、部会長は部会を代表し、会務を総括する。
2 部会長に事故があるときは、委員のうち、あらかじめ部会長が指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 事業推進部会は、部会長がこれを招集し、その議長となる。
2 事業推進部会は委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
3 事業推進部会の議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(協議結果及び取組み成果の取扱い)

第6条 事業推進部会において協議が調った事項及び取組み成果については、交通会議に報告することとする。

(庶務)

第7条 事業推進部会の庶務は都市整備部都市計画室において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年7月8日から施行する。

【参考】取組み内容の概要（案）

名張市地域公共交通網形成計画の策定にあわせ、交通まちづくりや、多様な主体の連携・協働のもと、地域公共交通を確保維持し、活性化を図っていくことの重要性を啓発。

再編実施計画の策定に向け、各路線単位や地域単位で、意見・提案を整理し、住民・利用者ニーズの把握を行い、個別具体路線のルート、サービス水準等の検討資料の作成。